

五大学理学部連携協定書

茨城大学、埼玉大学、静岡大学、信州大学及び富山大学の各理学部（以下「五大学理学部」という。）は、教育研究の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 1 五大学理学部は、相互に連携することで、各理学部における教育研究のより一層の充実と円滑な推進を図るものとする。

（協力事項）

- 2 五大学理学部は、前1の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互協力を行うものとする。

- (1) 教育研究の活性化
- (2) 教育研究に関する情報交換
- (3) その他必要な事項

（連絡協議会）

- 3 五大学理学部は、五大学理学部連携協議会を設け、連携の実施に関し、必要な事項を協議するものとする。

（覚書）

- 4 連携の実施に関し、必要な事項については、別に覚書を取り交わすものとする。

（実施日）

- 5 本協定は、平成 19 年 6 月 29 日から効力を有するものとする。

平成 19年 6月 29日

茨城大学理学部長

坂田文彦

平成 19年 6月 29日

埼玉大学理学部長

町田 武生

平成 19年 6月 29日

富山大学理学部長

半井美朗

平成 19年 6月 29日

信州大学理学部長

伊藤 建夫

平成 19年 6月 29日

静岡大学理学部長

村井 久雄